

動物愛護管理法第 12 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに該当しないことを示す書類

申請者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

以下の者は、下記事項のいずれにも該当しません。

- 申請者
- 当該法人の役員
- 動物取扱責任者

| 事項 |
|---|
| 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの |
| 2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から 2 年を経過しない者 |
| 3 法第 10 条第 1 項の登録を受けた者で法人であるものが法第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前 30 日以内にその第一種動物取扱業者の役員であつた者でその処分のあつた日から 2 年を経過しないもの |
| 4 法第 19 条第 1 項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 |
| 5 法の規定、化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）第 10 条第 2 号（同法第 9 条第 5 項において準用する同法第 7 条に係る部分に限る。）若しくは第 3 号の規定又は狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 27 条第 1 号若しくは第 2 号の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者 |
| 6 動物の販売を業として営もうとする場合にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 57 条の 2 第 1 号（同法第 12 条第 1 項（希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第 58 条第 1 号（同法第 18 条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第 2 号（同法第 17 条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第 63 条第 6 号（同法第 21 条第 1 項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）、第 2 項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）、第 3 項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）又は第 6 項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第 65 条第 1 項（同法第 57 条の 2 第 1 号、第 58 条第 1 号若しくは第 2 号又は第 63 条第 6 号に係る部分に限る。）の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 84 条第 1 項第 5 号（同法第 20 条第 1 項（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）、第 23 条（加工品又は卵に係る部分を除く。）、第 26 条第 6 項（譲渡し等のうち譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）又は第 27 条（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第 86 条第 1 号（同法第 24 条第 7 項に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第 88 条（同法第 84 条第 1 項第 5 号又は第 86 条第 1 号に係る部分に限る。）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）第 32 条第 1 号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第 4 号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）、第 33 条第 1 号（同法第 8 条（特定外来生物である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第 36 条（同法第 32 条第 1 号若しくは第 4 号又は第 33 条第 1 号に係る部分に限る。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者 |

備 考

この書類の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。